

防府市工事費等内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、防府市が発注する建設工事（建設業法第2条第1項の建設工事をいう。）及び測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の入札において、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札者の積算努力の促進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 防府市が発注する建設工事等のうち、競争入札に付する全ての建設工事等（以下「対象工事等」という。）について、工事費内訳書又は業務委託費内訳書（以下「工事費等内訳書」という。）の提出を求めるものとする。

(周知)

第3条 対象工事等である旨を防府市建設工事等競争入札執行事務要綱（昭和53年4月1日制定。以下「入札執行事務要綱」という。）第3条第1項の規定による通知、又は防府市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱（平成12年2月14日制定）第3条若しくは防府市建設工事等受注希望型指名競争入札実施要綱（平成17年4月1日制定）第5条第1項の規定による公告（以下「指名通知等」という。）において明らかにするものとする。

(提出方法等)

第4条 電子入札による入札においては、防府市建設工事等電子入札実施要領（令和4年2月14日制定）第13条の規定により提出するものとする。ただし、紙入札での入札参加を認められた者は、電子入札における紙入札手順の規定により提出するものとする。

2 前項の規定により提出された工事費等内訳書は、書換え、引換え又は撤回はできないものとする。

(工事費等内訳書の記載項目)

第5条 工事費等内訳書の記載項目は、防府市設計図書ダウンロード頒布実施要領（平成27年4月1日制定）第4条（1）に規定する設計図書において指定するものとする。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、防府市工事執行規則（昭和52年11月22日制定）第14条第12号に該当するものとして当該入札者のした入札を無効とする。ただし、あらかじめ設計図書において別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 工事費等内訳書の提出のないもの。
- (2) 第4条の規定によらずに提出されたもの。
- (3) 工事名又は業務名の記載のないもの又は誤りがあり工事又は業務の特定ができないもの。
- (4) 入札者名の記載のないもの又は誤りがあるもの。
- (5) 工事費等内訳書の工事価格又は業務価格合計と各項目の合計金額が一致していないもの。
- (6) 工事費等内訳書の工事価格又は業務価格合計と入札金額が一致していないもの。
- (7) 工事費等内訳書の各項目が、第5条により防府市が指定した記載項目を満たしていないもの。
- (8) 工事費等内訳書の各項目が空欄又は0円と記載のあるもの。
ただし、産業廃棄物税の項目において、これを計上する必要がない場合を除く。
- (9) 値引きの記載があるもの。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は平成27年5月25日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものから適用する。